

[第Ⅱ部]

政策課題別の論説

● 政治問題・政党と労働組合の関係

2005年10月7日

◆ 政党と労働組合との関係のあり方について(1)

はじめに

多くの勤労者国民の支持を得ている民主党が政権を目指していくためには、大きな支持母体である労働組合と適正な関係を築いていく必要があります。今回の総選挙2005年9月においても、選挙の論点となった「郵政民営化問題」を巡り、小泉首相に「民主党は改革を阻む労働組合が支援している」と、攻撃材料としてこれを利用されました。民主党がこの問題を曖昧なままにしますと、今後とも自民党やマスコミから言われ無き誹謗中傷を受け続けることになりますし、民主党内部においても、さまざまな軋轢(あつれき)が際だつていくことにもなると思います。

また一方で、双方が反発しあつて距離を取り過ぎますとマイナス面が出てくる可能性もあります。10月5日、6日に開催された第9回連合定期大会では、民主党代表と連合会長の挨拶の間で、この問題に関する認識の大きなずれが見られました。民主党の政権獲得には双方の恒常的な協働が必要であると考える人々にとっては、この問題は大きな懸念材料となっています。

私は、いままこで「政党と労働組合の関係」はいかにあるべきかというテーマについて、民主党、連合の双方が真剣に向き合つて取り組んでいかなければならないと考えます。

折しも、私は民主党の新しい執行体制の中で団体交流委員会・労働

局長を拝命し、この問題解決に向けて尽力すべきポジションに置かれています。以下、このテーマに関し、これまでの経過と論点をまとめてみましたので、関係者の皆様の論議の素材にいただければ幸いです。

1. 政党と労働組合の関係改善にむけた経過

(1) 民主党側の検討

「政党と労働組合の関係」に関する問題は、すでに1998年の民主党結成時から存在しました。とくに選挙における候補者選定、あるいは構造改革に関わる民主党の政策選択などにおける労働組合からの関与・干渉に対し厳しい批判が行なわれてきました。一方、連合側も、国民的課題に関する政策要求であつても民主党が理解を示さないことや、選挙時に労働組合員が献身的に選挙運動を支援してもそれに応えようとせず、労組批判を繰り返す議員に対し大きな不満を募らせてきました。そして、民主党が党員・サポーターによる代表選挙を終えた2002年の秋頃から、連合首脳は、与党候補者への支援の可能性を含む民主党との支持・協力関係の見直しを主張するまでに至りました。

両者の関係が著しく冷え切つていく中で、2002年12月に民主党代表に菅直人氏が選出されると、民主党は労働組合との関係回復をめざす動きを活発化しはじめ、2003年2月に「連合及び労働組合との連携・協力の基本的考え方について」(資料参照)と題する新たな方針を決定しました。連合側もこの民主党の方針を評価するに至り、両者の関係は形の上では一応修復されることになりました。

〈資料〉

民主党「連合及び労働組合との連携・協力の基本的考え方について」
(2003年2月18日)

民主党は、その結党理念の中で、「これまで既得権益の構造から排除されてきた人々、すなわち「生活者」「納税者」「消費者」の立場を代表し、「市場万能主義」も「福祉至上主義」にも立たず、自立した個人が共生する社会をめざす」ことを宣言し、その基本的立場に立つて、日本の政治に一刻も早い政権交代を実現し、政権交代可能な二大政党制の一極を担うという重要な政治目標を追求している。

一方、連合及び労働組合は、労働条件の改善にとどまらず、「生活者」「納税者」「消費者」の立場から、様々な政策・制度要求の実現を掲げて活動し、そうした活動の帰結として「民主党を基軸とする」政権交代可能な、勤労者・市民を基盤とする幅広い政治勢力の結集をめざしている。

多くの政策課題の実現と政権交代という政治目標を共有する連合及び労働組合は、民主党がめざす国民各界各層とのネットワークの重要な一角を占めるパートナーであり、今後一層緊密な連携・協力関係を築き上げていく必要がある。

1. 連合及び労働組合との基本関係について

国民的な政策課題の実現のための政権交代・政権獲得を命題とする政党と組合員及び広く勤労者の「生活と権利」の向上・発展を

第一義的な使命とする連合及び労働組合の目的と性格は、その活動目標・政策等の全てが一致するとは限らないが、基本的方向性は共通するものが多く、とりわけ今日の社会経済情勢の下では両者の

連携・協力関係を一層発展させていくことが、民主党にとつても、双方にとつても、極めて有意義かつ重要な課題である。

連合及び労働組合との関係は、あくまで自立・自主的な立場を尊重することを前提とし、政党の意思を連合及び労働組合に押し付けたり、ストレートに持ち込むべきものではなく、また党の意志決定が連合及び労働組合によつて直接に左右されるべき関係でもない。両者の連携・協力関係は、双方の確認されたルールと信頼関係に基づいて、相互理解と意志疎通が深められ、双方のパートナーシップがより緊密となるよう努力していかなければならない。

2. 政策における連携について

民主党と連合の政策的連携については、雇用対策や労働法制、社会保障など、国民的政策課題等について、相互に理解を深め、その共有化と実現に最大限の協力・連携をはかることが基本となる。

産業別労働組合の個別政策課題については、政党との間に政策的意見に相違が生ずることもあり得るが、その場合は、その相違を双方で認識・確認しつつも、それぞれの考え方と立場について理解し、一致点と協力事項を見出すべきであり、一部をもつて総体としての対立関係に陥つたり、殊更に意見の相違を強調することは相互に回避するよう留意しなければならず、その努力が政党の側により多く求められている。

3. 国会活動における連携について

各種制度・政策課題について、連合と連携した取り組みを展開する領域が様々な拡大している。そうした課題に対する取り組みに当たって、院外の取り組みと連動した国会対策活動を展開することは極めて重要であり、引き続き連合及び労働組合との協力・連携を拡充していく。

4. 地域における連携について

政策課題や政治要求において地域の取り組みは極めて重要であり、各県、市町村段階で党の地域組織と連合及び労働組合の地域組織が様々な課題で連携が強化されるよう、意見交換や交流等を一層推進していく。

また首長候補擁立について、民主党も連合も多選・高齢化を回避するという擁立基準・考え方をそれぞれ持っている。擁立過程において、可能な限り相互の意志疎通をはかるよう努めることが前提とされるが、首長選挙を含む地方選挙で、民主党と地方連合等で候補者の選定が異なり、結果として取り組み方針が異なる場合もありうる。その場合でも、それぞれの判断の相違を相互に認識した上で、基本となる連携・協力関係の否定とらないように留意する必要がある。

5. 議員（候補者）の連携姿勢について

議員（候補者）は国民、有権者の代表であり、政権をめざす党の「顔」である。一方、組合員は、市民・有権者であり、労働組合は、そ

をしたわけですが、個々の議員や政党支部の日常活動・選挙活動における労働組合との支持・協力関係、あるいは国家ビジョンに関わる連合の基本政策との調整など、本質的な課題について明快な方針を出したわけではないということです。私は、ここに、民主党と連合・労働組合の関係のあり方にかかわる諸問題が今日まで引きずられてきた要因があるのではないかと思います。

（2）連合側の検討

一方、連合は1993年10月の第3回定期大会において採択した「連合の政治方針」を、時代の変化を踏まえたものにするために、1998年秋からこの方針の見直し作業に入っていました。その背景には、①支持連携する政党が細川連立政権・村山連立政権で与党を経験し、国の基本政策や国家ビジョンに関するスタンスをより明確にしなければならぬ状況が生じたこと、②村山連立政権・第1次橋本内閣では支持する政党が与野党に別れ、政治へのアプローチの見直しが要請されたこと——などがありました。約1年間の検討を経て、連合は1999年10月の第6回定期大会において、新しい「連合の政治方針」を決定しましたが、この中で、「政党との関係」について、次のように記述しています。

- ①労働組合と政党とは、性格と機能を異にし、相互に独立・不介入の関係にある。
- ②連合は、政策・制度要求の実現のために、政党および政治家への働きかけを行なう。
- ③連合は、要求の実現に努力する労働組合にとって望ましい政党お

れを組織化した団体であり、民主党のめざす国民各界各層とのネットワークの重要な一角を占めるパートナーであることを忘れてはならない。

政党が国民各層の多様な意識とニーズを受けとめ、その政策的調整を含めて国民合意の形成をめざす立場であることを踏まえ、今後一層、党所属議員（候補者）は、協調と信頼関係が醸成されるよう努力することが求められている。

民主党はこの「基本的考え方」において、連合及び労働組合は民主党がめざす国民各界各層とのネットワークの重要な一角を占めるパートナーであり、今後いっそう緊密な連携・協力関係を築き上げていく必要がある、と明言したわけですが、別の見方からすれば、労働組合とは課題毎に適切な距離をとっていくことを表したものとも言えます。先の連合定期大会で前原代表は「労働組合からの要求については是々非々で判断する」と表明しましたが、この発言はこの文脈に沿ったものとも言えます。具体的に言えば、民主党と連合は互いの自立・自主的な立場を尊重し、雇用や労働法制をふくむ国民的政策課題についてはより連携していくが、これまで意見の相違が見られた個別の産業的政策課題については、双方の相違点を理解しあい一致点や協力しあえる点を見出す努力をする、ということです。また、「基本的考え方」では、地域の労働組合や民主党県連と民主党中央の意思がたびたび対立してきた首長選挙の候補者擁立問題について、両者間の対立を先鋭化させてはならないとの基本姿勢も示しました。

以上の点から、民主党としては労働組合との関係について一定の整理

よび政治家を支援し、選挙協力をすすめる。

④連合および構成組織は、連合の政治理念や政策の基調を共有し、その実現に向けて協働できる政党および政治家と協力関係をもつ。その場合の関係は固定的な支持関係ではなく、政治理念・政策重視による協力・協調関係とする。

この連合の方針と民主党の2003年2月の新しい方針を照合しますと、「政党と労働組合の関係」に関する双方の基調は一致・符合していると言えます。簡単に要約すれば、「政党と労働組合は支持・協力関係にあるのが理想的であって、互いに深く介入しあうものではない。しかし、労働組合は勤労国民の要求の実現のために政策決定過程に関与する政党に働きかけ、一方、政党側は選挙や政策実現のための院外行動について労働組合に協力を求めることができる」ということになるかと思えます。かつては、総評「社会党ブロック、同盟」民社党ブロックと言われたように、社会民主主義をベースとする政党と労働組合の間には運命共同体的な一体感や統一性がありました。しかし今日では支持・協力関係という一定の距離をおいた関係に変わっています。まさに、このことで両者間のさまざまな調整システムが複雑化しているのではないかと思っています。今後とも、国民政党である民主党が発展していくためには、関係者がこの課題についての確な状況認識と方針をもち、細心の注意を払いながら対応していかなければならないと考えます。

2. 政党と労働組合が共に目指すべきもの

政党と労働組合の関係のあり方について、民主党も連合も「独立・不

介入」の関係が適切であると明言しています。しかし、この関係は二つの組織の距離感の問題として考えるべきではないと考えます。国民政党としての民主党、そして勤労国民の国内最大の組織としての連合が共に何をめざし、いかなる社会を築こうとしているのか、そして、そのためにいかなる協働ができるかという運動体としての関係のあり方がむしろ問われるべきです。

もちろん政党と労働組合は役割・機能は異なっていますが、双方とも市民・消費者によつて支持され構成されている組織であること、また民主的に運営されるリベラルな組織であることに違いはありません。互いの意見と立場を尊重し、議論を尽くせば、基本的政策理念や目指すべき社会像について大方の意思統一が為されるはずです。そこで、連合と民主党のそれぞれの結成時の理念や基本的政策、双方のリーダーがもつ政治理念や哲学などを照合した場合、大きく次の4点程度が共有されるのではないかと考えます。

- (1) 民主党を二大政党の一翼を担う国民政党へと大きく成長させること、そして、一刻も早い政権交代を実現すること。
 - (2) 既得権益を擁護する構造を打破し、「生活者」「納税者」「消費者」重視の政策・制度課題の充実を実現すること。
 - (3) 実質的な官僚主権の政策決定プロセスを排除し、政治(政治家)が行政に対してリーダーシップを発揮できる政治を実現すること。
 - (4) 金権腐敗の政治構造を打破し、クリーンな政治を実現すること。
- 民主党と民主党を支援する労働組合が相互理解と意思疎通を深め、この4つの政治的・社会的改革目標を共有すれば、両者のパートナーシップはより緊密化することになるでしょう。

業別組織が協力議員団を組織し、日常的に産業政策に関する情報交換などを行ない、場合によっては政策調査会に対して直接的に要請行動を行なっています。そして反対に、労働組合が議員に対して資金的支援や選挙時の応援を行なうという構造的な関係にあることは説明を要しません。

このこと自体は労働組合の政治活動としては当然のことですが、民主党の内部あるいは外部からは、労働組合は強力な圧力団体であり金と人を提供することで政党をコントロールしようとしている、との見方が出てくることになります。とくに「応援しているのだから自分たちの要求を聞くのは当然ではないか」という一方的な発言はこのような見方を助長することになり、労働組合にとつても大きなマイナスになると思います。政党と労働組合は相互に独立したものであり、相互の自主性・自立性を尊重しあい、あるいは相互にチェックしあうことで組織力と政策立案能力を高めていくというのが理想です。労働組合は、このことに留意しながら日常的な政治活動をすすめていくべきでしょう。

第2の問題は、労働組合の政策要求づくりの問題です。当該産業が抱える政策課題を政党に持ち込むことは労働組合の重要な運動テーマですが、その際に、個別の産業利害にもとづく要求を過度に打ち出し、国民的視野を欠いたまま政党の政策決定過程にアプローチすることは問題になつてきます。ここ数年、特定の産業への補助政策、あるいは産業税制の問題、さらには公的部門の改革問題などで民主党に対する政策要望が頻繁に行なわれるようになっていますが、このことは民主党の政策づくりの客観性に異論を唱える批判勢力を勢いづかせることとなります。もちろん1998年の結成以降、民主党がこのような国民的利益に反する

今回の総選挙で、小泉首相は郵政民営化法案に反対した自民党議員を既得権益擁護の守旧派というレッテルを貼つて排除し、そして構造改革のさらなる推進姿勢を打ち出し、このことを国民に広く簡明にアピールしました。当然、その内容には大きな問題があり、改革の犠牲となるものへのフォローアップも不十分でしたが、そのアピール力の強さゆえに、民主党や連合が目指す改革も守旧派的なものに映ってしまうことになりました。民主党としては、小泉改革を越える改革構想を提示するにとともに、とくに「公務員制度改革」をはじめとする公的セクターの改革問題については、国民的利益や社会的公平性を第一義とする改革案になるよう、当該労働組合との調整に真剣に臨んでいくことが求められています。

この際、もつとも必要なことは、労働組合との調整における地道な努力の積み重ねです。このようなプロセスを通してはじめて民主党と労働組合との適切な関係が築かれることになると考えます。

3. 労働組合の政治への関わり方について

政党と労働組合の関係を論じる際に、労働組合側にも留意すべき点があると考えます。以下、3点について、問題点の指摘と私の考え方を提示いたします。

第1は、政党・議員・議員集団に対する日常的なアプローチの問題です。今日、民主党内にあつては、労働組合出身の議員、あるいは労働組合が重点的に支援している議員によつて「連合組織内議員懇談会」が組織されています。私もこの議員グループに加入しておりますが、このグループは、ある意味で労働組合の要求に対する良き理解者としてその存在を誇示しています。また、個別の産業別組織、あるいは金属労協など大産

併せて、私は労働組合が単なるエゴの集団ではなく広く国民の利益も考える組織として評価されることが大切だと考えます。例えば、労働組合が一般的な社会運動に積極的に取り組んでいくこともその一つでしょう。これまでも難病対策、臓器移植のためのカンパ活動、老人介護事業、新しいタイプの学校づくり、都市・農村交流などの活動が行なわれてきましたが、今後はさらに活動領域を広げていく必要があると考えます。

第3の問題点は、戦後労働運動の歴史的経過の中で醸成されてきたものですが、民主党内での特定のグループを支援する労働組合の問題です。これは民主党が拡大してきた過程にも関連しますが、党内の様々な議員グループが労働組合と呼応しながら主導権争いを活発化させますと、党全体の連帯と融和が大きく乱れる要因になります。労働組合と一定の距離を置く議員にとつては、このような労働組合の動きは党への介入そのものと映り、このことがさらなる労働組合批判、連合批判へと繋がっていくこととなります。昨今、こういった労働組合の動きはおさまりつつありますが、今後とも労働組合の慎重な対応が望まれると考えます。

以上、3つの問題点を指摘しましたが、労働組合としても政治へのアプローチ方法を再点検することが望まれるということです。連合の政治方針で謳われているように「労働組合と政党とは性格と機能を異にし相互に独立・不介入の関係にある」という両者の関係のあり方を今一度真剣に受け止め、民主党が政権を担うことができる政党へと大きく飛躍できるよう適切な支持・協力関係を築いていく必要があると考えます。

4. 民主党と労働組合の分断策の克服

民主党と労働組合の関係について論じる際、政党側や労働組合側に内在する問題だけではなく、この両者の支持協力関係を希薄化・分断化させようとする外からの力が働いていることも指摘せざるを得ません。その最たるものは自民党・公明党の与党です。そして、その意を汲んだ一部の識者による論調も際だち始めています。

この背景には、2003年11月の総選挙、そして2004年7月の参議院議員選挙と、民主党が大きく議席を伸ばし政権を狙えるポジションに至ったことに対する与党側の強い危機感があつたということです。そこで民主党を弱体化させるために、民主党を後押しする労働組合との間に楔（くさび）を打ち込もうとする動きが活発化したものと考えられます。この動きは、前々回総選挙における労働組合に対する選挙違反の徹底摘発、労働市場における規制緩和策の推進、大阪市に見られたような地方公務員の処遇に関する反労働組合キャンペーンなどが見られますが、今回の選挙においても小泉首相は、労働組合は改革を阻む勢力であるとする選挙演説を意図的に行なってきました。

民主党と労働組合は、これらの意図的な反労働組合キャンペーンに対し過剰反応することなく、両者間の適切な支持協力関係を築きながら、勤労国民を代表する政党としての存在意義を国民に訴えていく必要があると考えます。また、労働者の権利や労働基本権を侵害するかのようないき過ぎた言動に対しては、当然のこととして、両者が結束して反論・反撃していかなければならないと考えます。

ここで、イギリスの労働党と労働組合との関係の歴史をみますと、ニール・キノック党首の後を継いだジョン・スミス党首が1993年に実行した党大会投票システムの改革で、強力であった労働党内における労働組合の発言力を大きく制限したことが大きな節目の一つです。具体的には、団体加盟している労働組合の団体投票制度(block vote)組合員の数をまとめて投票できる制度で、9割の票が労組に割り当てられていたのを廃止し、党員1人1票制度を導入したことです。さらに、急死したジョン・スミスの後任党首トニー・ブレアは綱領改正や労働法改正によって左派色の強い労働組合の影響力を制限する党改革や、経営者や中間層からも支持を受けるような政策をつぎつぎと打ち出してきました。

そして、この3人の党首によって、万年野党に成り下がっていた労働党を国民政党へと脱皮させ、ついに1997年の総選挙で労働党は大勝利をおさめ政権を獲得するに至ったのです。

その後、暫くの間は党内改革派と労働組合との対抗は続きますが、①労働組合サイドも政権を支えるために一定の譲歩をせざるを得ないこと、②労働組合内における穏健派の発言力が増してきたこと、③財政的にも一般党員や経営者からの支援が増加して労働組合からの資金は50%を割りこんだこと——などにより、TUCと労働党との関係は徐々に相互が独立した関係へと変化していきました。

また現在では、公共サービスの民営化路線やイラクへのイギリス軍の派遣に反対する労働組合がブレア政権への反発を徐々に強めています。1998年時でTUC加盟70産業別組合のうち労働党に直接加盟していた組合は26組合にのびりましたが、昨年(2004年)から消防隊組合の脱退を契機に労働党からの脱退が相次ぎ、現在では18組合とされて

5. 海外における労働組合と政党の関係

労働組合と政党との関係について論じる場合、長い歴史的経過の中で両者の良き関係を築き上げてきた欧米の事例が参考になります。以下、代表的事例となるイギリス、ドイツ、アメリカの歴史的経過と現状を概観してみたいと思います。但し、イギリスとドイツに関しては、労働組合が支援する社会民主主義政党が政権を担っているという事情があり、とくに公的セクター改革においては政府・政党側と労働側が直接ぶつかり合い、過度の緊張関係を生みやすいという事情をあらかじめ頭に入れておいていただきたいと思います。

(1) イギリス

イギリス労働党は、1900年に労働組合の全国団体のイギリス労働組合会議(TUC)と社会主義団体、協働組合などが協力して結成されました。そして今日でも労働党は、①団体加盟している労働組合、②社会主義団体など団体加盟している各種団体、③地区労働党の連合組織として運営されていますが、やはり最大の支持基盤は労働組合です。

その支持システムの典型例は、労働組合がもつ「政治活動基金」制度です。いわゆる労働党に対する政治献金システムです。労働組合の弱体化を意図したサッチャー首相は、まずこの制度の廃止をはかり、労働組合と労働党にプレッシャーをかけようとした。しかし、両者は徹底的に抵抗し、最終的には労働法制上、10年に一度の頻度で労働組合員による投票でこの制度の継続を承認すればよいという程度の制度改定に止まりました。現在でも、制度継続を支持する組合員も約80%にのぼっていると言われています。

います。また、労働党に対する政治献金の凍結の動きも続き、左派系あるいは若手指導者が台頭している労働組合を中心に労働党離れが加速しているような印象を受けます。

イギリスにおいては後述のドイツ同様に、政権を掌握する政党を支援する労働組合におけるジレンマ、つまり譲歩しながらも政権を守っていかなければならないことと、政権に反対してでも組合員の利益を守っていかなければならないこととのジレンマが鮮明に見られるのです。一方で、労働党を資金的に組織的に支援する労働組合は「労働組合」労働党連絡組織(TULO)を中心に、従来と変わらない連携活動を活発化させており、イギリスにおけるこのような労働組合と労働党の間の動きを今後とも注視していく必要があると考えます。

現在、我が国の民主党の中には、イギリス労働党で行なわれたように、労働組合からの介入を制限すること、あるいは労働組合との関係を断ち切ることこそが国民からの支持者を増やし政権を得るための必要条件になる、との主張が存在します。しかし、この主張はイギリス労働党の結党から近年までの歴史的経過を軽視した議論であると言わざるを得ません。ブレア党首はイギリス労働党における労働組合のポジションを軽々しく扱ってはならず、労働党の労働組合排除論は一面しか見ていない議論だと思っています。我が国の民主党としても、このイギリスにおける政党と労働組合の歴史的経過を参考にしながら、適切な関係づくりに知恵を出し合っていく必要があります。

(2) ドイツ

ドイツの労働組合の中央組織は「ドイツ労働総同盟」(DGB)で、第2

次大戦後、西ドイツの地域内において「産業別統一労働組合」として出発しました。これは、戦前、イデオロギー、宗教、職業身分によつて四分五裂の状態にあった労働組合がナチスの台頭を抑えることができなかったという教訓によるものです。

DGBは政党との関係について、その規約で「政府、政党、宗教各派、経営者に対して独立であること」と規定していますが、具体的には次の4点を基調としています。

- ①労働組合の活動に対して政党から指示を受けないこと。
- ②労働組合が政党の目的遂行に対して、暗黙裡でも服従しないこと。
- ③「政党は政治活動」、「労働組合は協約活動」とする両者の分業は暗黙裡にも存在しないこと。

④労働組合と政党間に財政的依存関係がないこと。

しかしDGBは、労働運動は政治運動の一つであるから政治的に「中立」であることはなく、政党を支持するのは当然という立場をとっています。また選挙への対応については、どの政党、どの候補者を支持するかは、労働組合の政治目標や政策要求に沿った主張をしているかを検討し、その判断材料を組合員に提供するという姿勢で、あくまで投票における最終判断は個人としての組合員に任せる立場です。但し、ドイツの場合、歴史的経過からDGBと社会民主党(SPD)との関係は緊密であり、産業別組織の幹部もほとんどがSPDの党員になっています。また逆に、SPDの党員はいずれかの労働組合に加盟するという関係になっており、今日、連邦議会の社会民主党議員の4分の3はDGB傘下のいずれかの組合員の籍を持っていると言われています。しかし、DGBの組織運営として、政党からの独立を守るために、不文律で二人の副会長はキリスト民主

(3)アメリカ

世界で最も古い歴史を持つアメリカの労働組合は、経営者や反労働組合的な政治家からのさまざまな攻撃を切り抜け、中央政府や州政府の社会政策に対し、また大企業における経営方針に対して大きな影響力を与えてきました。今日、最大のナショナル・センターであるアメリカ労働総同盟・産業別組合会議(AFL-CIO)はこれまで約1300万人の組合員と潤沢な予算を有してきましたが、残念ながら2005年7月の大会で組織化・政治への関与をめぐる路線の対立が激化し、主要3組合・400万人が脱退しました。また組織率も、最も高かった35%(アイゼンハワー政権時)から14%(クリントン政権時)へと低下し、その傾向に歯止めがかからない状況が続いています。

近年のアメリカ政治における労働組合のポジションを見ますと、その転機はニクソン時代にまで遡ります。ニクソン大統領は労働組合との敵対関係をできるだけ避けるように政策展開してきましたが、1974年に退任して以降、共和党内の穏健でリベラルな議員達も次々と消えていきました。逆に、労働運動に対して敵対意識を持つ南部諸州から多くの共和党議員が議会に入ってくることになり、70年代後半から、共和党の労働組合に対する敵対心はますます強まってきました。

一方、民主党の方は、50年代は南部諸州から数多くの保守的な民主党議員が議会に送り込まれていましたが、60年代になると民主党大統領がアフリカ系アメリカ人による市民権獲得運動を支持した結果、共和党の地盤においてアフリカ系アメリカ人の支持を得たりベラルな民主党議員が共和党議員に取って代わるという結果になりました。しかし、多くの南部民主党議員はさらに保守的な共和党議員に打ち負かされ、保守系も

党同盟(CDU)の党員から選出されるようになっていきます。また、産業別組織の中央執行委員も、CDU、自由民主党(FDP)、緑の党などの党員からも選出されるような様々な配慮が行なわれています。

このように、ドイツにおいては、形の上では労働組合と政党の独立関係が明らかにされていますが、実態は党員・議員の属性、資金面など多くの面で両者は極めて緊密な関係を維持しています。一方、ドイツにおいても経済のグローバル化にともなう経済の構造改革の問題、社会保障政策の見直し問題、環境保全、移民労働者問題、EU内の主導権問題など、従来の社会民主主義的な政策手段では解決できない多くの課題を抱えています。これらの問題解決には労働条件、雇用への影響もあり、労働組合もこれら新しい社会問題に対する対応が迫られている状況です。とくにSPDは政権与党として社会経済の構造改革に取り組みざるを得ず、シュレーダー首相は「アジェンダ2010」という社会・労働市場改革政策を打ち出しましたが、DGB最大の金属機械労組IGメタルはこれに反対し、あからさまにシュレーダー批判を強め、DGBとSPDの間の緊張関係は高まりつつあります。

2005年9月の総選挙においてSPDは過半数に達せず、最終的にはキリスト教民主・社会同盟(CDU・CSU)と大連立を組み、シュレーダー首相は退任しました。これはシュレーダー首相の改革路線と社会民主主義路線の曖昧さが野党側に突かれたという側面と、労働組合のSPDへの非協力的姿勢が敗因の一つであるという見方があります。

SPDが今後、国民からの圧倒的支持を得て政権を運営できるように成長していくために、労働組合側も新しい国家ビジョンと新しい政治へのアプローチを考えていかなければならない時期を迎えていると思います。

力を得ていくという複雑な展開になりました。構造的には、南部から選出される保守的な共和党議員が増えた一方で、かなりの数のリベラルな民主党議員も議会に送り込まれたことで、アメリカの二大政党が互角の力を持つようになると同時に、この二つの政党はよりイデオロギー色を強めていったということです。そういった状況のもとで、アメリカの労働組合は組織率が低下しているにもかかわらず、80年代、90年代を通じて、よりリベラルになった民主党とかつてない友好関係を築き、併せて共和党とのパイプも残しながら労働者の権利拡大の運動を展開していきました。

アメリカにおける労働組合の政治との関わりを見ますと、大統領選挙に顕著に見られます。AFL-CIOは、1999年10月の第23回定期大会で2000年の大統領選候補者としてゴア副大統領への支持を決定しました。この時は、全米自動車労組(UAW)、全米鉄鋼労組(USWA)、チームスターズ労組は、ゴア氏の貿易政策が曖昧であることを理由に、左寄りの政策へと誘導することを意図してゴア支持に反対しました。最終的には、スウィーニー会長が、労働組合が長期的な目標を達成するために一丸となって協力すべきだと説得し、AFL-CIOのゴア氏支持に漕ぎ着けました。これより、各組合は選挙キャンペーンを人的・資金的に支援し、また多くの組合員は選挙投票を呼びかける電話作戦に取り組み、民主党と労働組合の一体感を示しました。これは、2004年の大統領選挙においても民主党のケリー候補支援で同様の体制が取れましたが、民主党候補の連続2回の敗北により、いくつかの組合からAFL-CIOの政治活動に対する疑義が出されるようになりました。これが本年7月の大会における分裂の引き金の一つになります。

アメリカの場合、もともと「弱者の立場」から政策を打ち出している民主党を労働組合が支持・支援するという構造でしたが、2000年、2004年の大統領選挙の結果、議会やホワイトハウスに対する民主党の支配力は低下し、また共和党が一段と保守化していく中で、労働組合は政治的にかんがりの脅威にさらされるようになりました。現にプッシュ政権は労働運動に敵対的であり、労働運動を力で抑えようとしている姿勢に変わりはありません。

一方で、労働組合は反共和党・親民主党であるという図式も流動化しています。一部のAFL-CIO傘下の組合や地区組織では、9・11テロ事件後の人権抑圧やアフガン戦争にむけた公的年金基金や経済困窮州への交付金の削減、低価格住宅補助やホームレスへの社会サービスの切り詰めなど、戦争動員のための貢献政策を民主党も支持していることに對して露骨に異議を唱えるところも出てきました。労働組合としては当面する産業政策、あるいは失業対策や貧困対策などをめぐる社会政策の是非によつて政党への支持の度合いを決めており、いまや民主党支持も一枚岩とは言えない状況になっています。本年7月のAFL-CIO大会で脱退した主要3労組も、民主党への献金資金を組織拡大のための資金にまわすべきだと主張しており、労働組合の民主党離れが明確に始まろうとしています。

アメリカでは労働組合幹部が議員になつていくケースは少ないものの、労働組合と民主党との関係は、資金提供、選挙応援などを見ても、日本の連合と民主党との関係に非常によく似たところがあります。私としても、引き続きアメリカの労働運動の動向を注視していきたいと思っています。

なお余談になりますが、先の連合大会において会長に高木剛氏が選任

や政権担当能力を訴えていくことが基本的な戦略となりますが、一方で、最大の支持団体である労働組合から最大限の支援をもらう体制を整えることも重要です。

基本的に、政党と労働組合は性格も目的も違う組織ですから、考え方の違いや運動スタイルの違いが生じるのは当然ですが、民主党と連合は日常的に連携し、勤労国民の利益のために協力しあいながら運動を進めていくことが求められています。

そこで、私たちは政党と労働組合の関係の在り方について再度整理していく必要があると考えます。結論から言えば、両者は互いの違いを理解し、共通の利益を追求する姿勢を明確にして、それぞれ運動を推進していくべきだということになりますが、すでに私は、民主党・労働局長時代の2005年10月7日に、このことを記載しました（前項参照）。その後、連合と民主党との間には緊張関係の時期があり、またそれを修復する努力も行なわれてきました。この経過は省略しますが、実は、そういった政党と労働組合の関係のねじれ現象は欧米先進国においても現れています。イギリスとドイツにおいては労働組合が支持する政党が政権を担っており、またアメリカにおいては支持する民主党が議会を制しているという状況にあります。それでも政党と労働組合はその関係において様々な問題を抱えています。

これら、欧米における政党、労働組合のそれぞれの取り組みは気になるところですが、幸いにも昨年12月に、連合は「労働組合の政治活動や労働組合と政党との関係に関する欧米調査」を実施しました。この調査はアメリカ、ドイツ、イギリス、スウェーデンの各関係機関を訪問して聞き取り調査をしたものです。

されましたが、これもAFL-CIOから分裂した組合の主張、つまり政治的な政策決定プロセスを重視するよりも足下の組織強化に資源をつぎ込むべきだとする主張に通ずるものを感じます。

〈参考文献〉

薬科満治『出会いこそ人生の分岐点』より第Ⅲ部「連立時代10年の検証と民主党への提言」（2003年 日本評論社）、桑原靖夫他編『先進諸国の雇用・労使関係』（2000年 日本労働研究機構）、『Business Labor Trend』（2005年10月号）

2007年2月28日

◆ 政党と労働組合との関係のあり方について（2） —— 連合の欧米調査を踏まえ、4つの課題提起 ——

- ① 生活に密着する身近な課題で連携を
- ② 労働組合の選挙活動を受け入れる体制づくり
- ③ 政治教育を重視せよ
- ④ 国家理念・基本政策の積極的論議を

はじめに

今年は、4月の統一地方選挙、そして7月には参議院議員選挙が予定され、主として自民党と民主党との間で「政治決戦」とも言うべき闘いが展開されます。民主党にとりましては、多くの国民に政策（マニフェスト）

以下、この連合の調査結果の紹介を兼ねながら、民主党と連合の関係のあり方について、改めて私の考え方を述べてみることにします。

1. 連合調査に見る欧米の動向

今回の連合の調査は、欧米の労働運動やそれを取り巻く情勢の変化を詳細に報告していますが、この中から、我が国における政党と労働組合と政党との関係を論じる際に参考になる特徴点について、以下のとおりまとめました。

① 高まる格差・貧困問題への対応

各国共通して、経済のグローバル化、新自由主義的政策の拡大によって、労働市場の規制緩和・自由化が進み、労働者の労働条件が切り下げられ、貧困層やワーキング・プアの増大や若年者の雇用問題などが深刻化している。このような状況のもとで労働組合は立法措置を含め、基本的に福祉国家論に立ちながら政府による積極的政策の展開を要求している。具体的政策としては、共通して最低賃金の引き上げを求めているが、これに加え、イギリスでは「非正規雇用労働者」の権利向上のための運動が進められ、またアメリカでは保険未加入者が増大する中で公的な医療・年金制度の拡充が求められている。

② 労働組合の政治力の減退

グローバル化による製造業の海外移転などに伴い製造業が衰退し、これまで製造業を基盤としてきた労働組合の組織率が大きく低下している。さらに、我が国と同様に、増大するサービス産業の労働者やパー

ト労働者の組織化が進まず、全体として労働組合の政治的影響力も大きく減退している。そして、労働組合の力が弱まり、一方で政権政党の新しい自由主義的傾向が強まる中で、イギリス、ドイツ、英国において多党化現象が顕著になってきている。労働者は以前のように単純に社会民主主義政党を支持するのではなく、少数派の権利と利益を主張する中道政党を支持する、あるいはドイツのように社会民主党より左派の政党を支持するという現象が起こっている。こういった多党化の流れは労働組合自らが関わっている側面と、結果として労働者が様々な政党を支持しているという側面があるが、いずれにせよ、労働組合の政治的影響力が弱まっている傾向は変わっていない。まさに、政党と労働組合の関係のあり方が大きく問われている状況にある。

③社会民主主義的政策の再構築

ヨーロッパでは労働組合が支持する社会民主主義政党の政権参加があつても、グローバルゼーションに対応するために産業振興・規制緩和・福祉効率化政策が進められ、これを容易に変更できない状況にある。政策の選択肢がますます狭まっている中で、政府の政策と労働組合の政策が往々にしてぶつかることもあり、労働組合の政党への働きかけに混乱が生じている。しかし、欧州では基本的に、労働組合が国家の基本政策づくりにイニシアティブを発揮してきたという長い歴史的遺産があるため、現在、新しい状況のもとでの福祉国家をいかに再編するかという課題で労働組合のさまざまな試みが行なわれている状況にある。

するなど、ドイツ労働総同盟と社会民主党との関係は冷えているが、地方においては依然として支持・協力関係は続いており、さらに労働組合が議員の大きなリクルート源になっていることに大きな変化はない。

〈イギリス〉

イギリスの労働組合は、9年間のブレア政権に対し、政策的にはほぼ評価しているものの、労働組合との関係づくりにおいて労働党に対する不満が大きく、労働組合と労働党とは緊張関係が続いている。さらにブレアの後任とされているブラウン蔵相が首相になれば、さらなる市場経済主義に偏ることから、とくに公共部門の労働組合の警戒感強い。しかし、依然として、18の産業別組織が労働党に加盟し、労組・労働党連絡会議(TULO)によるコミュニケーション活動も円滑に行なわれている。さらに18の組合は個々の労働党国會議員との関係を維持しており、労働党国會議員360人のうち3分2の議員が労組の議員グループに所属しているという状況にある。依然として労組は労働党の政治資金の大きな部分を担っており、また議員候補者の供給源にもなっているが、次の総選挙で労働党が政権を維持できるかどうか、どこまで労働組合が支援できるかが焦点になっている。

2. 我が国の動向と今後の課題

1989年11月に、主として4つに分かれていた労働団体が統一され、800万人の組合員が結集する連合日本労働組合総連合会が結成されました。労働界の悲願であった、いわゆる労働戦線統一が実現したのです。一方、政界は労働組合が支持する政党の分立状態が続きました

④政党と労働組合の関係の特徴

政党と労働の関係について各国の特徴的な状況を以下のとおり列挙する。

〈アメリカ〉

アメリカにおいては、共和党と民主党の政策軸の相違が明確であり、下院・上院両院の多数派形成と大統領選挙の勝利によって国家の基本政策の大転換が期待できるという政治構造にある。そこで、アメリカの労働組合は、選挙は政党に任せるのではなく労働組合自らが社会的弱者の権利擁護のために労働者全体に働きかけるという社会運動面と、国内産業は自らが守るという産業政策の追求という運動面が強く出る。この傾向は現ブッシュ政権のもとますます強まっており、昨年の中間選挙においては労働組合が膨大な選挙資金を集め、またボランティアの大動員をかけた経過がある。さらにブッシュ政権の反労働組合的政策が前面に出てきているため、組織拡大策の一つとして、組織化促進・組織化妨害の禁止措置に関する法整備を大きな政策目標としている。

〈ドイツ〉

ドイツでは、労働組合と社会民主党(SPD)が社会民主主義的理念を共有し一定の連携関係をもっているが、基本的には2005年9月の総選挙に負けた社会民主党と保守政党のキリスト教民主同盟・社会同盟(CDU/CSU)とが大連立を組んだことにより、労働組合が政権を支えようとするパワーも減退し、以前にも増して労働組合と政党との間の距離は開いている。またIGメタルなど大産別組織が左翼政党を支持

が、離合集散が繰り返される中で、ようやく1998年4月に現在の民主党が結成されました。これにより、労働組合と社会民主主義的・リベラル的な政党との連携が実現したのです。当然、民主党には労働組合と一定の距離をおく保守的資質をもつ政治家や市場の力に重点をおく新自由主義的政策を重視する政治家も参加しましたが、両者の連携に大きな障害になることはありませんでした。

その後、政党と労働組合の関係の在り方、あるいは運動の進め方に関して組織内の意思統一の必要性が高まり、連合は、1993年の第3回定期大会で採択した『連合の政治方針』の見直し作業を開始し、民主党結成の翌年の1999年の第6回定期大会において新たな『政治方針』を確認しました。この方針で連合は、民主党への支持・協力関係の強化について意思を表明しました。一方、民主党は2003年2月18日に『連合及び労働組合との連携・協力の基本的考え方について』を発表し、労働組合とは一定の距離を置いた支持・協力関係を構築することを確認しました。

しかし、実際の日常活動においては、例えば選挙での候補者調整の段階から労働組合が過度に関与する、あるいは民主党の議員が労働組合の支援を受けていながら労組の政策や活動を批判するなど、両者の間に不信感が芽生える場面も少なからず出始めました。こうした流れは2005年9月に新たに民主党代表に就任した前原誠司・前代表の「労組依存体質からの脱却」という主義主張のもとでいっそう顕著になり、さらに、国会対策方針や外交防衛問題などをめぐっても民主党と連合の間の連携関係が後退していきました。その後、前原代表が偽メール問題の責任を取って退任し、そして小沢新代表のもとで、両者の関係を

修復しようとする動きが強まりました。私自身も民主党の労働局長としてこの作業に関わり、共同宣言という形で「民主党と連合」ともに生きる社会をつくる」をまとめるに至り、昨年10月13日に、高木連合会長と小沢民主党代表との間で調印が行なわれました。

この宣言のめざすところは、民主党と連合の連携にあたつては原理・原則論から入っていくのではなく、まず当面の社会・経済問題への対応から両者が協力しようとするものです。まさに「世直し宣言」とも言うべき内容となっているわけですが、自民党の長期政権のもとで、政治が格差問題、安全問題、老後の保障といった基本的課題に対応できていないという基本認識に立ち、民主党と連合は「将来に向かって安全で安心して暮らせる社会づくりと、そのための政治の使命を果たす政権の樹立」を求め共に手を携えていくとしています。ここでは、「連携」という抽象的表現にとどまっていますが、それまでの民主党・連合の関係の流れを考えれば、新たな関係構築に至つたものとして評価ができるでしょう。

そこで、この経過をふまえ、また今回の連合の欧米調査を参考にしながら、民主党と連合の連携の在り方、支持協力関係の在り方について、以下、4点ほど私自身の考え方を提示したいと思います。関係者の皆さんのご参考になれば幸いです。

①生活に密着する身近な課題で連携を

民主党と連合は、昨年の「共同宣言」で確認したように、格差問題など、当面の社会問題の解決にむけて緊密に連携し、それらの運動の積み重ねのもとで政権交代にむけた地盤固めを行なっていくべきだと考えます。欧米の労働組合も格差是正・貧困対策という基本的な課題、

員を政治活動に関わらせる際には、何よりも政治教育が重要であるということを確認すべきです。一人ひとりの組合員の意識と能力を高めるとともに、労働組合自らが候補者を発掘し、候補者を育成する教育プログラムを作っていくことが求められます。我が国の民主党の場合、候補者は党の有力者が様々なルートで発掘したり、公募制度を活用したり、あるいは地方組織の政治大学などで育成していくというのが基本になつており、とくに政治に意欲をもつ若者や女性などの候補者を育てていくプログラムが一般的に推進されています。一方、労働組合出身の候補者は参議院の比例区などに限られています。一方、労働組合と政党との距離が広がりつつあるイギリスやドイツにおいても、また様々な階層から政治エリートを生み出すアメリカにおいても、労働組合出身の議員候補者の育成に積極的であることに注目すべきです。併せて、労働組合の組織率が低下している中で、当然、公的教育機関や地域やNPOなどが実施する社会教育・成人教育の分野においても政治教育の拡充を要請していくべきだと考えます。

④国家理念・基本政策の積極的議論を

経済のグローバル化がすすみ、新自由主義的政策が先進国の主導的政策理念になつていく中で、福祉国家のあり方そのものが大きく問われ、現在も欧米の労働組合や社会主義政党は様々な試練に直面しています。しかし、欧米では伝統的に労働組合が国家像や社会政策の基本作りをリードし社会運動を展開してきたという歴史があり、むしろ現在の危機的状況をバネにしながら問題点を克服し、新たな国家像を提示しようとする努力が地道に行なわれています。ブレア首相が打ち出した「第三

生活に密着する課題を取り上げて政府・与党に働きかけを強めています。壮大な政権構想は、運動面において、また選挙対策においてむしろ障害になる可能性があり、個々の問題への対応という地道な努力の積み重ねこそが多くの国民の支持を取り付けることになると考えます。

②労働組合の選挙活動を受け入れる体制づくり

勤労者、国民の利益と国民経済の発展を目指すためには、民主党を中心にした政治勢力が政治権力を掌握することを第一義的な戦略目標にするべきです。当面する統一地方選挙や7月の参議院議員選挙においては、民主党と連合が最大限の協力体制をとっていくべきだと考えますが、何よりも労働組合の支援体制を強化することが求められます。この際、選挙運動のスタイルが我が国と似ているアメリカの事例を大いに学ぶべきでしょう。とくに昨年の中間選挙で労働組合が見せつけたように、膨大な資金提供と膨大な人数による選挙ボランティアの提供は圧倒的なものがあり、これが民主党の躍進に繋がりました。このダイナミズムは来年の大統領選挙においても発揮されようとしています。我が国の民主党としても、これから予定されている選挙において、連合の支援活動を受け入れる体制づくりに配慮すべきだと考えます。もちろん、労働組合に頼りすぎると支援者の広がりや障害が生じるなど、一般の市民ボランティアとの関係での調整が必要となつてきますので、双方の関係者による事前の細かい調整が重要だと考えます。

③政治教育を重視せよ

欧米の組合、とくにアメリカの労働組合に見られるように、労働組合の道」もその試行錯誤の一つです。我が国においても、今日一段と深刻化する格差問題や貧困問題に対して自民党の新自由主義的政策の帰結だと非難するだけでなく、連合と民主党は試行錯誤があつても、それに代わる政策理念や新しい国家像を提示しながら政治的主導権をとっていくというような意気込みが必要であると思います。このためには、双方の経験交流と政策の練り合わせが必要であると考えます。昨年の連合・民主党の「共同宣言」はこの意味で大いなる第一歩であると考えますが、この作業を中断することなく、次の段階つまり国家理念や政策理念の提示ができるまで努力を継続していくことが重要だと考えます。この作業はいずれ政権を獲得した際に、政権内部の分立や主導権争いを未然に防ぐことになると思います。細川連立政権分解の失敗を繰り返さないためにも、参議院議員選挙の後にも展望しながら、連合と民主党は連携して、この基本的な作業に踏み出すべきだと考えます。

2013年3月8日

◆民主党の新綱領が目指すもの

民主党は、党の再生・再出発のための最初の作業として、本年（2013年）に入り、綱領『私たちの基本理念』（1998年4月結成大会、以下「旧綱領」）の本格的な改訂作業に取りかかりました（参考資料1）。

民主党の綱領については、すでに昨年の春段階から検討が続けられ、5月22日には「綱領検討委員会」が、「『私たちの基本理念』が民主党の綱

領であること。また状況が変化したため、その改定の必要があること」を常任幹事会に答申しました。同委員会はその後、綱領の改定作業を本格化し、昨年8月7日に「綱領改正案」なるものをまとめましたが、この案の党内議論を進める中で解散総選挙となり、作業は仕切り直しとなりました。

再開された綱領改定作業では、与党経験や総選挙で得られた反省や教訓を踏まえ、5回にわたっての全国会議員による討議、そして党員・サポーターも参加する全国的な意見集約を経て、本年2月18日に「綱領改正案」をまとめることができました。そして同案は、2月24日の民主大会において最終確認されました(参考資料2)。

以下、新綱領のポイントや策定過程で明らかになった論点などについて解説します。

1. 国家論について

(1) 旧綱領の国家論

一般的に「綱領」とは、「物事の要点をまとめたもの」や「眼目」を意味し、この綱領をもつ組織はこれを基準にして組織運営を行ないます。中でも、政党の綱領は特別な意味を持っています。政党・政治団体は、国の政治体制や政策理念などについて同様・同質な考えを持つ人々が集まり、代議制民主主義のもとで政治活動を推進する結社ですから、政党の綱領は、国の政治・経済体制や国の進むべき道をどのようにするか、つまり国家論をまず明らかにします。

一般的に、国家論における具体的な論点としては、

「国家や公共の利益と個人の権利・利益のどちらに重点を置くのか」

いて特定のイデオロギーを前提に議論することは、むしろ国民を政治選択において混乱をもたらすとして、あえてそれを提示せず、選挙において

具体的な政策をもつて政党間で争うというパターンが一般的になっています。2009年に民主党が勝利した総選挙も、マニフェスト選挙として政策の選択を有権者に問う典型的な選挙となりました。

こういった流れの中で、民主党は新綱領において、旧綱領と同様に明快な国家論は明記しませんが、今回は「新しい公共」という考え方を前面に打ち出しました。この「新しい公共」という考え方は、福祉国家を目指す欧州の先進工業国が経済の停滞と国家財政の悪化を契機に、行政が様々な分野を中心的に担う社会民主主義的な政策を転換する中から出てきた政治理念です。「小さな政府での高い福祉」を志向するために、国家運営に民間企業の経営手法を取り入れ、しかも民間団体やボランティア、NPOが公共サービスの一部を担うことで、高効率を徹底的に追求し、弱者の切り捨てさえも厭わない「新自由主義的」政策のマイナスイ面を補おうとするものです。

「弱者・少数派への配慮」という政治スローガンは、自民党や公明党など全ての政党が掲げているものですが、概してそれらは有権者受けを狙った抽象的・道徳的スローガンであるのに対し、民主党新綱領は「新しい公共」という考え方を強調することにより、国家運営における政策実行プロセスに新しい考え方を導入しようとしているわけです。そこには、国家・行政権力が主導する国家利益を優先する国の運営ではなく、個々の市民が納税者・消費者・生活者として尊重され、主体的に公共・政治への参画が保障されるという、「市民を主とする活力ある福祉国家論」を展開したものと考えます。

「様々な領域に国が関与する大きい政府を目指すのか、あるいは個人・共同体の活動や市場原理を重視する小さい政府をめざすのか」「政策決定過程において国民の直接的な声を反映させるシステムを目指すのか、あるいは官僚・社会的リーダー・議員など選ばれたエリート主導で決定するシステムを目指すのか」

――などが挙げられます。

民主党の旧綱領においては、この国家論は明瞭に示されませんでした。が、「わたしたちの立場」として『生活者』『納税者』『消費者』の立場を代表し、『市場万能主義』と『福祉至上主義』の対立概念を乗り越え、自立した個人が共生する社会をめざし、政府の役割をそのためのシステムづくりに限定する『民主中道』の新しい道を創造します」と表明しました。その文脈から、「市場原理や効率化なども重視した高度な福祉国家」「国家を構成する最小単位の個人や共同体に重きを置き、弱者・少数者を中心に人権や人間的尊厳を重視するリベラルな国家」を指向していることが類推できます。

これは、イギリスのブレア元首相が1990年代に示した、社会民主主義でもない、新自由主義でもない「第三の道」に通じるものがあります。また、政治路線としては、ヨーロッパの社会民主主義政党と同様に「中道左派」というポジションになりますが、旧綱領では、穏健な国民政党を目指す立場から「中道民主」という表現を用い、「リベラルな福祉国家」という国家論を示したものと考えます。

(2) 新綱領の国家論と「新しい公共」概念

今日、議会制民主主義体制にある先進工業国においては、国家論につ

2. 「リベラル」と「社会民主主義」について

(1) 民主党とリベリズム

新綱領を検討する段階で、多くの国会議員から、民主党を「リベラル政党」として位置づけるべきだという意見が出されました。

ところが、「リベリズム」の意味合いは、政治学で使う場合と経済学で使う場合で違い、厳密に定義づけ、明解に使い分けられる用語にはなっていません。例えば、アメリカにおける「リベリズム」は、米国民民主党の選挙公約などで見られるように、徹底した差別禁止政策やマイノリティー対策、同性愛者結婚の是認、環境政策重視など、ラジカルな政策をも取り込んだ政治的立場を指します。この基準からすると、日本では社民党や共産党がリベラル政党の本来ということになってしまいます。他方、保守・伝統・秩序・自助を主張する自民党も、2010年綱領で「我々が護り続けてきた自由(リベリズム)」という表現を使っています。もちろん、これは全体主義や共産主義に対する自由主義を強調したものであるりますが、とにかく我が国の各政党がそれぞれの考えや立場から「リベラル」を掲げている中で、民主党があえて「リベラル政党」として独自色を出していく意味はさほど大きくないと考えます。

また、民主党内の議論では、「民主中道」「保守中道」「社民リベラル」といった様々な政治的立場を組み合わせた用語の提案もありましたが、いずれも採用されませんでした。今日、経済・社会システムが高度に発達した法治国家において、「民主的なもの」と「非民主的なもの」、「保守的なもの」と「革新的なもの」、あるいは「中道的なもの」と「急進的なもの」などの対立概念を、政治的システム論や社会政策論の中で議論する意義は小さくなっており、こういった現状を見据えた判断であったと考えます。

いずれにせよ、現在の民主党にとつては、「リベラル」や「中道」など単純化された用語をもつて政党色を打ち出すことは、もはや与党との対立軸を鮮明にする有効な手法にはなり得なくなつたと言えます。

（2）社会民主主義と勤労者の権利擁護

1996年9月に結党された旧民主党は、社民党からの離党者や新党さきがけの国会議員、市民リーグの活動家などが集まつた政党で、労働組合の連合からも全面的な支援を受けていたことから、党としての政治理念や基本政策は「社会民主主義・リベラル」という性格を強く持つていました。しかし、民主党はその後、様々な政治勢力が合流し、より国民政党的なものに成長していったために、「社会民主主義・リベラル」的な政治色は徐々に薄れていきました。

新綱領の策定作業も、この流れの中で行なわれたものですが、しかし決して労働者の利益や権利を重視しない方向に向かつたわけではありません。新綱領も、「生活者、納税者、消費者の立場を代表し」、「透明・公平・公正なルールにもとづく社会をめざし」、「あらゆる人々に安心・安全を保障し、公平な機会の均等を保障する共生社会の実現をめざす」と強調しています。

さらに、新綱領の「憲法の基本精神の具現化」という項目も勤労者の権利を尊重する立場を表しています。基本的人権、労働権、生存権など現行憲法の柱になっているものは、近代産業が発展する中で労働者・市民によつて勝ち取られてきた社会民主主義的な理念から打ち立てられたものであるからです。

実際に、3年余にわたる民主党を中心にした連立政権は、社会保障政

なビジョンを提示する綱領には馴染まないこと、②エネルギー政策や貿易政策など党内で完全には合意していない課題が残っていること、③これまでの数回にわたる国政選挙のマニフェストで主要政策は明示されていること――などの理由によるものです。

政党の綱領に、どこまで具体的な政策を書き込むかは、特に定説はありません。自民党は、「民主党には、まともな綱領はない。芯のないバラバラの政党である」と批判を繰り返してきましたが、前述のように、旧綱領も新綱領も党としての国家論と基本的な政策理念を明解に打ち出し、しかも政権運営を前提にした厳密に策定されたマニフェストも存在しています。

このことと併せ、民主党は引き続き勤労者、生活者の立場に立つ政治を目指しているということも銘記しながら、新しい民主党の綱領を読んでいたきたいと思います。

.....

《参考資料1》

旧綱領「私たちの基本理念――自由で安心な社会の実現をめざして――」

1998年4月27日民主党統一（第1回）大会決定より

●私たちの現状認識

日本はいま、官主導の保護主義・画一主義と、もたれあい・癒着の構造が行き詰まり、時代の変化に対応できていません。旧来の思考と権利構造から抜け出せない旧体制を打ち破り、当面する諸課題を解決することによつて、本格的な少子・高齢社会を迎える21世紀初頭までに、「ゆとりと豊かさ」の中で人々の個性と活力が生きる新しい社会を創造しなければなりません。

策、労働政策、教育政策、少子化対策、弱者対策や人権擁護政策などにおいて、「リベラル的・社会民主主義的」な政策を推進してきました。もちろん、労働組合の要求がすべて実現したというわけではありません。衆参の「ねじれ」によつて、立法措置が必要な政策では自民・公明が反対する政策の実現が阻止されたという物理的な面に加え、与党として産業界、第一次産業、地方公共団体、消費者など、国全体の利害を総合的に調整した判断も行なわれたからです。

いずれにせよ、連合をはじめとする労働組合からすれば、頼れる政党の政権は失われたわけですが、生まれ変わろうとしている民主党は、勤労者・市民の権利と生活を最優先に尊重するという結党の精神を依然持ち続けていることを、新綱領から読み取ることができます。

3. 新綱領と基本政策の関係

新綱領の検討段階では、経済・金融政策、環境政策、労働政策、社会保障政策、外交政策など、自民・公明との間で論点となるような主要政策については、民主党の立場を具体的に列記すべきである、との意見が多く出されました。

新綱領では、「新しい公共」の他にも、具体的政策立案に通じる「人権尊重」、「生涯教育の充実」、「男女共同参画社会の実現」、「持続可能な社会保障制度」、「弱者との共生」、「自然環境との調和」、「日米同盟の深化とアジア・太平洋地域との共生」、「防衛力の整備」、「未来志向の憲法改正」などの政策的キーワードが散りばめられていますが、全体的には抽象的な表現に止まりました。

これは、①政策はその時代の環境変化によつて左右されるため、中長期

●私たちの立場

私たちは、これまで既得権益の構造から排除されてきた人々、はじめに働き税金を納めている人々、困難な状況にありながら自立をめざす人々の立場に立ちます。すなわち、「生活者」「納税者」「消費者」の立場を代表します。「市場万能主義」と「福祉至上主義」の対立概念を乗り越え、自立した個人が共生する社会をめざし、政府の役割をそのためのシステムづくりに限定する、「民主中道」の新しい道を創造します。

●私たちのめざすもの

第1に、透明・公平・公正なルールにもとづく社会をめざします。

第2に、経済社会においては市場原理を徹底する一方で、あらゆる人々に安心・安全を保障し、公平な機会の均等を保障する、共生社会の実現をめざします。

第3に、中央集権的な政府を「市民へ・市場へ・地方へ」との視点で分権社会へ再構築し、共同参画社会をめざします。

第4に、「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」という憲法の基本精神をさらに具現化します。

第5に、地球社会の一員として、自立と共生の友愛精神に基づいた国際関係を確立し、信頼される国をめざします。

●理念の実現に向けて

私たちは、政権交代可能な政治勢力の結集をその中心となつて進め、国民に政権選択を求めることにより、この理念を実現する政府を樹立します。

《参考資料2》

民主党綱領

民主党2013年度定期大会(2013年2月24日)決定
日本は古来より東西の文化を取り入れ、大いなる繁栄と独自の誇るべき伝統・文化を築き上げた。多大な犠牲をもたらした先の大戦からも復興を遂げた。しかし、経済の長期停滞、少子高齢化、人口減少による国力の低下に加え、新興国の台頭等による国際環境の変化は国民に長期にわたる閉塞感と不安感をもたらしている。このような状況下で発生した東日本大震災及び原子力発電所事故は、未曾有の被害をもたらした。私たちに生き方や、科学・技術、物質文明のあり方までも問い直している。

大きな変革期を迎えた今、公正・公平・透明なルールのもと、生きがいを持って働き、互いに負担を分かち合う持続可能な社会を再構築しなければならぬ。そして政党と国民が信頼関係を築かなければならない。

私たちは、政権交代の実現と総選挙の敗北を受け、あらためて原点を見つめ直し、目指すものを明らかにする。そして道半ばとなった改革を成し遂げるため、必ずや国民政党として再生し、政権に再挑戦する。

● 私たちの立場

我が党は、「生活者」「納税者」「消費者」「働く者」の立場に立つ。同時に未来への責任を果たすため、既得権や癒着の構造と闘う改革政党である。私たちは、この原点を忘れず、政治改革、行財政改革、地域主権改革、統治機構改革、規制改革など政治・社会の変革に取り組む。

共生を実現し、専守防衛原則のもと自衛力を着実に整備して国民の生命・財産、領土を守る。多国間協調の枠組みを基調に国際社会の平和と繁栄に貢献し、これらによってもたらされる開かれた国益を通して広範な人間の安全保障を確保する。

三、憲法の基本精神を具現化する

私たちは、日本国憲法が掲げる「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」の基本精神を具現化する。象徴天皇制のもと、自由と民主主義に立脚した真の立憲主義を確立するため、国民とともに未来志向の憲法を構想していく。

四、国民とともに歩む

私たちは、地域社会に根差した活動の中から課題を見出し行動する。積極的な議論と結論の遵守を旨として、健全な党内統治を徹底する。公開・参画・対話を重んじ、広く国民との協働による政策の決定と実行を目指す。

2013年8月30日

◆ 「政党法」制定の必要性について

1. 活発化する政党論

今日、政党に関する議論が活発化しています。また、政党の民主的運営や活動内容などを規制する「政党法」を制定すべきという提言も、経

● 私たちの目指すもの

一、共生社会をつくる

私たちは、一人ひとりがかけがえない個人として尊重され、多様性を認めつつ互いに支え合い、すべての人に居場所と出番がある、強くてしなやかな、共に生きる社会をつくる。

1 「新しい公共」を進める

私たちは、公を担う市民の自治を尊び、明治以来、中央政府が吸い上げてきた「公共」をそれぞれの主体に還す。地方自治体、学校、NPO、地域社会やそれぞれの個人が十分に連携し合う社会を目指す。

2 正義と公正を貫く

私たちは、互いの人権を尊重し、正義と公正を貫き、生涯を通じて十分な学びの機会と環境を確保する。男女がその個性と能力を十分に発揮する男女共同参画を実現し、不公正な格差の是正と、将来にわたって持続可能な社会保障制度により、すべての国民が健康で文化的な生活を送ることができる社会をつくる。

3 幸福のために経済を成長させる

私たちは、個人の自立を尊重しつつ、同時に弱い立場に置かれた人々とともに歩む。自然環境との調和のもと経済を成長させ、その果実を確実に人々の幸せにつなげる。得られた収入や時間を、自己だけでなく他者を支える糧とする、そんな人々の厚みを増す。

二、国を守り国際社会の平和と繁栄に貢献する

我が国の発展は開かれた交流の中からもたらされた。私たちは、外交の基軸である日米同盟を深化させ、隣人であるアジアや太平洋地域との

济同友会やシンクタンク、学識者グループなどから行なわれています。

この背景には、主に次の三つのことが挙げられます。

第一に、民主党政権の経験から、政党のガバナンス(統治能力)の問題が取り上げられるようになってきたことがあります。民主党政権下では、党の決定事項に従わないグループが常時異議申し立てを行ない、最終的に離党して党勢を大きく減退させ、政策決定過程を混乱させたという経過がありました。政権党における「統合性」とは何か、という問題提起がなされているのです。

第二は、選挙制度の特徴から生じる事情です。現在の衆参の選挙制度は、候補者個人の競争から「政党間の競争」に重点を置く形で制度設計されており、実面的にも、候補者選びや党公認のプロセス、選挙資金の配分を含め、政党の機能・権限が一段と強まっています。そうした中で、党の決定プロセスに国会議員の資質・能力がどのように生かされるのか、党全体の目標と議員・議員グループの目標が異なる場合などのような調整が必要か、そして議会での議決の際の党議拘束はどうあるべき、といったような政党と国会議員との関係に関わる問題があらためて問われているのです。

第三は、近年の国政選挙では特定の政党が絶対多数を獲得して政権運営を担うことが多く、政党の綱領や政権公約(マニフェスト)が政権の政策決定に絶大な影響を与え、政党が実質的には公的機関の役割を果たしているという現状があります。さらに、政党には国庫から助成金も出されていますが、法的には任意団体に近い扱いがなされており、このような実態のもとで、政党にも一定の公的規制が必要ではないかという議論が高まっているのです。

以上、三つの背景を挙げましたが、政治学における政党研究が活発化し、政党法制定の動きが出ているのは、皮肉にも民主党の政権の失敗が契機になっているのです。ここで政党のガバナンスの課題を論じ、さらに政党法の制定を含めて、政党を中心にした議会制民主主義の運営システムをより高度化させていけば、民主党にとっても党内改革を大胆に進めることができ、将来における政権復帰の可能性も出てくるものと考えます。

2. 民主党のガバナンスの問題

民主党政権が失敗した要因の一つが、党内ガバナンスの問題であったことは、様々な検証から明らかにされています。具体的には、次のようなことが指摘されています。

① 結党過程から議員間のイデオロギーの多様性（保守主義、新自由主義、社民リベラル主義、市民主義、平和主義など）が存在し、本格的な党綱領もできず、ともすれば遠心力が働く組織の体質について、これを克服する体制がとれなかったこと。

② 小選挙区制度で再選をめざす議員個人の考えと、民主党の方針・政策に乖離が生じた場合（消費税やTPPなど）、それを調整する仕組みや強力なリーダーシップ、派閥による議員の統制、あるいは党内の暗黙のルールなどがなかったこと。

③ 党のマニフェスト策定プロセスの問題に見られたように、党内の意見集約のやり方、党議拘束を含め決定された事項に従うルールなど、基本的な組織運営のノウハウ・ルールが整備されていなかったこと。

④ 野党時代を含め、人事権の行使を含めた官僚組織の活用の仕方の問

用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、政党交付金を受ける政党等に法律上の能力を与え、政党の健全な発達の促進を図り、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」としています。

この法律は、政党が政党交付金を受けるためには、法人格を取得しなければならぬことを規定しているのですが、基本的には、一定の要件を満たせば政党を社团や財団などの「公益法人」と擬制して、助成金支給の根拠を持たせたというだけのものです。

一方、親の法律である「政党助成法」は、「議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対し政党交付金による助成を行なうこと」としているだけですが、その助成金は、国民一人あたり年間250円の負担となっていること、あるいは政党が日本の政治の進路に直接影響を与えている現状を考えれば、意思決定プロセス、機関運営、綱領・マニフェスト決定方法、選挙に関する候補者選定、事業計画、予算管理など、一般の公益法人と同様の基本事項について一定の基準を定めるべきだと考えます。

4. 歴史的経験から制定されたドイツの「政党法」

欧米諸国や韓国では、政党のガバナンスを意識した政党法が制定されていますが、もともと整備されているのはドイツです。ドイツは、ファシズムを生み出した過去の歴史から、政治の展開における政党の持つ役割と問題点を学び、戦後、民主的な政党運営が行なわれるよう、政党を明確に位置づけ、その健全な発展を目指すための「政党法」を1967年に制定しました。

題、マニフェストの財源問題で見られたように基本的な政策情報の収集能力の問題など、内外の組織を動かす経験が不足していたこと。

⑤ 与党時代は、党代表・総理大臣のもとで、内閣支持率や政党支持率の低下を一つの契機として代表を交代させるパターンが続き、強力なトップリーダーを育てていくシステムがなかったこと。

以上に挙げた民主党における党内ガバナンスの不成熟さや未整備が、党勢と政権維持能力の減退を招き、3年余で政権を失うことになりました。とくに、政権下における政策（マニフェスト）の変更、あるいはマニフェストが確実に実行されないことは、マスコミや野党の最大の攻撃目標になったわけですが、政権政党にとって最も重要な文書であるマニフェストの変更に関する規定がなかったことは致命傷となりました。増税という国論を二分する政策課題に関し、民主党内部に党分裂さえも辞さないグループが存在したとは言え、党内ガバナンスが機能していれば、党分裂は避けられたかも知れません。

3. 政党の法的な位置づけ

我が国の政党活動に関わる法律は、テーマ毎にばらばらに制定されています。

具体的には「政党助成法」「政治資金規正法」「公職選挙法」「政党交付金を受ける政党に関する法人格付与に関する法律（法人格付与法）」の四つで、政党運営全般について定めた法律はありません。

敢えて、政党について目的などを規定しているのは、四つ目の「法人格付与法」です。その第一条は、「議会制民主政治における政党等の機能及び社会的責務の重要性にかんがみ、政党が財産を所有し、これを維持運

なお、1949年に制定された「ドイツ連邦共和国基本法」でも、第21条で「政党」の位置づけがなされています。この条項はナチスの台頭を許したワイマル体制の反省から政党禁止要件を主として規定したものです。一方で、次のように政党の目的・機能、活動規制の基準なども明記しています。

第21条「政党」

（1）政党は、国民の政治的意思形成に協力する。その設立は自由である。政党の内部秩序は、民主主義の諸原則に適合していなければならない。政党は、その資金の出所および用途について、ならびにその財産について、公的に報告しなければならない。

（2）政党で、その目的または党員の行動が自由で民主的な基本秩序を侵害もしくは除去し、または、ドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを目指すものは、違憲である。違憲の問題については、連邦憲法裁判所が決定する。

また、「ドイツ政党法」は、この「基本法」の条文をベースに、政党について次のように、より具体的に規定しています。

第1条「政党の憲法上の地位および任務」

（1）政党は、自由にして民主的な基本秩序の憲法上不可欠な構成要素である。政党は、国民の政治的意思形成への自由で継続的な参加をもつて、基本法により政党に課せられ、基本法により保障された公的使命を遂行するものとする。

(2) 政党は、特に、世論の形成に影響を及ぼし、政治教育を振興し、かつ、深化させ、市民の政治的活動への積極的参加を推進し、公的責任を担う有能な市民を育成し、候補者の推薦を通じて連邦、州および市町村の選挙に参加し、議会及び政府における政治的發展に影響を及ぼし、その努力によって策定した政治的目標を国家的意志形成の過程に導入し、国民と国家机关との間の不断で活力のある結合の為に意を用いることにより、公的生活のあらゆる領域における国民の政治的意思形成に協力するものとする。

(3) 政党は、その目標を政治的綱領において規定するものとする。

(4) 政党は、基本法および本法によって自らに義務づけられた任務に關して、その手段を排他的に行使するものとする。

このように、ドイツ政党法は、政党などの政治結社は議會制民主主義のもとではある種危険なものであるが、国として政党の民主的な運営について基準を設け一定の規制をしていけば国民的な意思決定においてプラスになるものである、という認識に立っています。そして、実際にドイツでは、キリスト教民主同盟(CDU)と社会民主党(SPD)の二大政党が少数政党などとの連立を組みながら政権交代を繰り返し、政権政党としての役割・機能を十分に果たしてきたわけです。

5. 政党法制定の主張とその特徴

近年の我が国の政党政治の諸経験を踏まえ、政党法制定を求める動きが活発化していますが、いくつかの提言から、政党のガバナンス、運営のあり方について考えてみます。

部数に上限を設けるべき。

③ マニフェストに盛り込むべき事項、策定手順の規定・公開

マニフェストは有権者が容易に比較でき、また実現可能性が求められることから、形式、盛り込むべき事項をある程度、統一・標準化すべき。

④ 政権獲得後のマニフェスト修正に必要な手続き

世の中の変化によりマニフェストの修正もあり得るので、修正の度合いに応じた手続きを予め定めておくことが必要。

⑤ 代表選挙のあり方、与党党首の任期

党毎に代表選挙のやり方が違っており、投票資格、党員票のポイントなどは一定程度、統一化する必要がある。また、外国人党員の投票を禁止すべき。代表の任期は、常識的に考えれば、衆議院議員と同様に「4年」とすべき。

⑥ 政党助成金の支給対象・管理のあり方、使途の公開

政党助成金は政策立案のための経費に限定するなど使途制限をかける。但し、落選者への「雇用責任」として、落選中の候補者に生活費を支給できるようにする。

⑦ 連立協議のあり方

連立政権が一般的になっていることから、連立マニフェストの策定を義務づける。

⑧ 候補者選定・比例代表名簿の順位付け過程の透明化

どの政党においても、候補者選定・公認や比例名簿の順位付けのプロセスは明解に公表されておらず、一定の公的なルールを課して透明化すべき。また、候補者選定における予備選挙、公募制、世襲議員の同

(1) 経済同友会の提言

政党法の制定を求める提言活動で最も先頭を走っているのは、経済団体の「経済同友会」です。なぜ、この種の提言が政治そのものの世界からではなく、財界から出されてきたのかという疑問もありますが、基本的には、経済同友会は民主党政権の経験から、政党政治における「政党力」の底上げによって、国会運営の停滞や政府の政策決定・政策遂行の機能不全を防げるのではないか、という純粋な政治的心情にもとづいて提言をしているものと思います。

この「政党力」に関しては、その要件として次の五つを掲げています。

- 確立した政治理念・政治ビジョンと明確な国の将来ビジョンの形成力
- 客観的かつ謙虚に民意を吸収する能力
- 全体最適かつ時間軸をも考慮した政策選択能力
- 社会の課題の発掘能力と実行力
- 党としての統率力と団結力

経済同友会の提言は、この政党力の底上げをはかるために、主として政党法に規定する事項を9項目提示しています。

① 党綱領の制定と公開

綱領の策定・改定は、党の最高議決機関(大会など)で議決するという手続きの必要性を明記する。

② 支部設置数の制限

自民党の党支部は7259支部(2013年1月1日現在、民主党は569支部)にも及び、企業・団体献金の受け皿となっている。政治資金規正法の本来の趣旨は献金禁止となっており、この趣旨から支

一選挙区での立候補制限なども規定する。

⑨ 倫理規定

各党とも、反党的行為に対する除籍・除名処分が行なわれているが、疑義が残っているような案件については、政党共通に説明義務、意欲申し立ての機会の保証などをルール化すべき。また党議拘束に従わなかった場合の処分については、懲戒の権限・責任の明確化、決定プロセスの透明化、異議申し立て手続きの保障などを法制化する。

(2) 「構想日本」の提言

一方、政策シンクタンクの「構想日本」は、議院内閣制における内閣機能の強化、政党の政策立案能力の強化の視点から、政党法の制定の提言を行なっています。

以下、「経済同友会」と重複しない部分を中心に、主な項目を掲げます。

- ① マニフェストは各党共通の「公約フォーマット」で作成する。
- ② 与党はマニフェストの進捗度を半年毎に発表する。
- ③ マニフェスト策定に必要な官庁の情報には国会の秘密会を利用して与党と一定規模以上の野党に開示する。野党には、国会調査局の利用を優先させる。
- ④ 政党助成金の目的の半分は政党の政策立案援助にあり、その配分は議員数による単純比例ではなく、半分は均等配分する。
- ⑤ 内閣と与党の二重権力構造を解消し内閣機能を高めるために、与党幹部の入閣を義務づける。また与党の政策検討機関の責任者(部会長)は対応する省庁の副大臣を兼務する。

⑥ 与党の一般議員と官僚との接触を制限する。

⑦ 党首・幹部・監査委員会などの重要機関の設置を義務づけ、その役割と責任を党則で規定する。

⑧ 党支部は、行政単位毎に一つに制限し、また国会議員と支部長の兼務を禁止し、国・地方の議員による支部の私物化を排除する。

⑨ 政党は党员のみならず、有権者に対しても大きな政治責任を負っていることから、政党に年一回の「有権者総会」の開催、ならびに地域では定期的な報告会の開催を義務づけ、活動状況と資金の収支を有権者に開示させる。

以上、「政党法」制定に関する「経済同友会」と「構想日本」の提言を紹介しましたが、これらの内容で構成される「政党法」や関連法をもつて、一挙に政党力が強まり、議会制民主主義のもとで政党政治が機能的に運営されることにはならないでしょう。しかし、民主党政権の下で明白になった政党のガバナンスのあり方が大きく問われている今日、他に有効な施策がない中で、各方面から提言されている政党法制定要求を政界としてもきちんと受け止め、政党の改革に真摯に取り組んでいくことが重要だと考えます。